

## 近江八幡市告示第15号

近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録制度実施要綱を次のように制定する。

平成30年1月31日

近江八幡市長 富士谷 英 正

### 近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号、近江八幡市介護保険条例（平成22年近江八幡市条例第160号）第42条第2項並びに近江八幡市地域支援事業等に関する規則（平成22年近江八幡市規則第128号）第12条第5号及び第15条の4の規定に基づく事業として、高齢者等の自立した日常生活を支援する近江八幡市ささえあい商助推進事業者（以下「商助推進事業者」という。）の登録に関し必要な事項を定め、高齢者等が住み慣れた地域において安心して暮らすことのできるまちづくりに資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「商助」とは、近江商人の売り手よし、買い手よし、世間よしの三方よしの精神にのっとり、事業者が本来業務に加え地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助ける仕組みを、高齢者等の自立した生活の支援体制の整備及び地域づくりに活かすことをいう。

#### (登録事業者の資格)

第3条 商助推進事業者は、市内に本店、支店、営業所等事業活動の主体を置く企業及び事業者又は近江八幡市高齢者安心見守り活動事業実施要綱（平成26年近江八幡市告示第132-2号）第2条に規定する協力事業者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

- (2) 宗教活動、政治活動その他公序良俗に反する活動を目的とする者
- (3) 自己若しくはその家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれかに該当している者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ イからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（登録）

第4条 市長は、前条の登録事業者の資格を有する者のうち、次の各号のいずれにも適合し、第1条の目的の推進に寄与すると認めるものを、商助推進事業者として登録することができる。

- (1) 高齢者の能力を活用する事業者であること。
- (2) 高齢者のニーズの把握と高齢者に必要な情報の提供を行う事業者であること。
- (3) 従業員に向け、認知症等に対する定期的な学習の機会を持つ事業者であること。
- (4) 次に掲げる取組内容のいずれかについて、確実に実施できる事業者であること。
  - ア 高齢者にとって安心できる環境をつくること。
  - イ 高齢者の生活支援を実施すること。

ウ 高齢者の移動支援を実施すること。

エ 高齢者の社会参加の機会をつくること。

オ 高齢者の交流のための場を提供すること。

(申請)

第5条 商助推進事業者として登録を希望する者は、次に掲げる書類に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録申請書（別記様式第1号）

(2) 市税納付状況調査同意書（別記様式第2号）

(3) 近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録誓約書（別記様式第3号）

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて行う実地調査等により、第3条に規定する資格及び第4条に規定する要件に適合するかを審査し、登録の可否を決定するものとする。

(登録証の交付等)

第7条 市長は、第4条の規定による登録を行ったときは、近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録証（別記様式第4号。以下「登録証」という。）を当該商助推進事業者に交付する。

2 市長は、登録した商助推進事業者について、市のホームページ、広報等により広く周知するとともに、当該商助推進事業者に対し、高齢者福祉に係る情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(変更の届出)

第8条 登録を受けた商助推進事業者は、第5条の申請の内容に変更が生じたときは、近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録変更届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録した商助推進事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 商助推進事業者が、第3条に規定する資格又は第4条に規定する要件に

適合しなくなったとき。

(2) 商助推進事業者から、登録の取消しの申出があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録取消し通知書（別記様式第6号）により、当該商助推進事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された商助推進事業者は、速やかに登録証を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。